

ニューズレター Vol.01

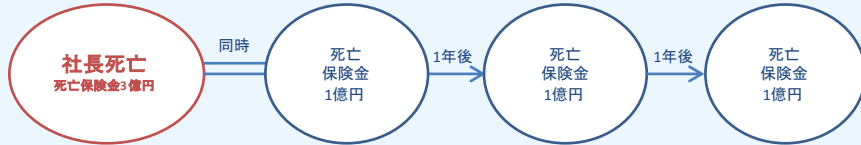
新しい保険に加入する必要はありません。
今、加入している保険を活用して事業承継対策ができます。

◆年金支払特約のしくみ

通常「死亡保険金」は一括で支払われますが、「年金支払特約」を事前に付加すると「死亡保険金」を分割して受け取ることができます。保険会社によって、分割の受け取り方は異なります。

例) 社長が、保険に加入して5年後に死亡してしまった場合
契約者: 法人 被保険者: 社長 保険金額: 3億円 保険料: 年間1,000万円 年金支払特約: あり

受取方



社長の死亡と同時に死亡保険金3億円が発生します。しかし、年金支払特約を事前に付加していると、社長死亡時に発生する死亡保険金は1億円です。1年後と2年後にそれぞれ1億円ずつ死亡保険金が発生し、法人が受け取ります。

年金支払特約を付加していても、受け取り手続き時に「一括で受け取る」、もしくは「分割で受け取る」を選択できます。一括で受け取った場合、死亡退職金に充当できますが、当期で余った保険金には法人税がかかります。分割で受け取った場合、特期以降に保険金による利益を平準化させることができます。

※保険会社が保険金を支払う対象である出来事(死亡や入院など)のことを保険金支払事由といいます。基本的に、保険金支払事由発生と同時に保険金が発生します。

◆先代経営者が突然死亡し事業を引き継ぐときには、多くのリスクがあります。

■ 後継者を早く決める必要がある

■ 後継後の売上や利益の減少

中小企業は、経営者の手腕やそれまでの実績によって信用を重ねながら事業活動を円滑に行ってきました。先代経営者の死亡によって、取引先からの信頼が低下してしまえば、決済方法などの変更を要求される可能性があります。

買掛金の返済を早められたり、手形決済ができないときの対策として、まとまった事業資金が必要

■ 銀行等借入先との関係

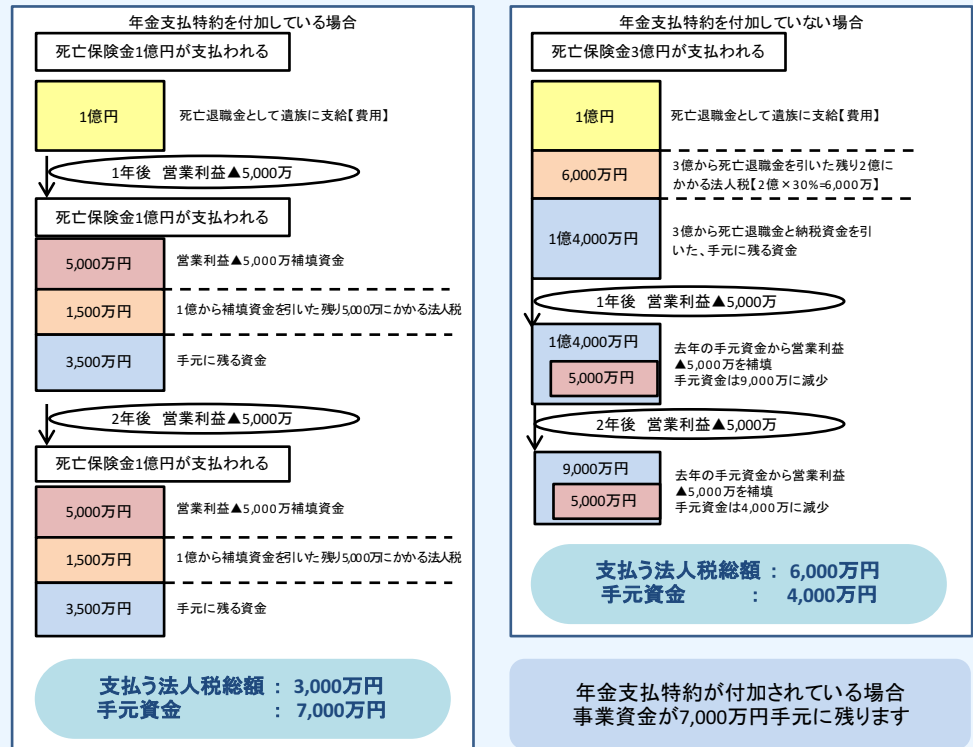
金融機関が、借入金の一括返済を要求してきたり、追加融資の申し入れを拒否される可能性があります。

求められたときに借入金がある程度返済できる資金、当面の運転資金等が必要

残された後継者が事業を継続していくには、上記のリスクが伴います。

その対策として死亡保険金を分割受け取りにすることで、2~3年間にわたり保険金を事業資金へ充当させ、経営の安定化を図ることができます。

◆左記例の状況で、年金支払特約を付加している場合と、付加していない場合の、法人税と事業資金比較



◆年金支払特約付加のタイミング

この特約は加入時はもちろん、保険期間中や保険金支払事由が起こってからでも付加することができます。

しかし、保険金支払事由が起こってから特約を付加し分割で保険金を受取ると、税務上は一括受取と同じ扱いとなり、受け取っていない保険金にも法人税がかかります。この場合の仕訳は以下ようになります。

	借方	貸方	
実際に現金は1億しか受け取っていない税務上は3億受取ったとみなされる	現預金 1億 未収金 2億	雑収入 3億	一括受取時と同じ額の法人税を納税しなければならない

保険は発生主義です。だから、何かが起こってからでは遅いのです。
まずは加入している保険に年金支払特約がつけられるかを、保険会社へ確認してください。